

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	仰木太鼓会館
委託業務名	「大津市仰木太鼓会館」管理業務委託
委託業務場所	大津市仰木四丁目 2 番 5 0 号
概要	「大津市仰木太鼓会館」の管理
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 3 1 日まで
契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
契約金額	1, 0 2 3, 0 0 0 円
契約の相手方	[所在地] 大津市仰木四丁目 1 5 番 1 1 号 [名称] 仰木太鼓保存会
契約相手方の選定理由	<p>大津市仰木太鼓会館は、大津市指定無形民俗文化財である仰木太鼓の伝承と活用を図り、地域の歴史や文化の理解並びに市民文化の向上に資するために開設された施設である。</p> <p>高価な太鼓の価値や仰木太鼓の歴史・文化的価値を十分に熟知し、理解したものが、常設されている太鼓の日常的なメンテナンスも含め、施設を適切に管理し続けるのが望ましい。</p> <p>仰木太鼓保存会は、仰木太鼓の保存・伝承のために設置された団体であり、当該施設を拠点に活動し、施設について熟知している事から当該施設の管理については保存会に委託することが適切かつ妥当である。</p>
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。